12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1.［6］伊丹市中心市街地活性化の基本方針　参照
	認定の手続	9.［2］中心市街地活性化協議会に関する事項　参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2.　中心市街地の位置及び区域　参照
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9.　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項　参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10.［1］都市機能の集積の促進の考え方　参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11.　その他中心市街地の活性化のために必要な事項　参照
第２号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	4.　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8.　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項　参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3.　中心市街地活性化の目標　参照
第３号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4.　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8.　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項の実施主体　参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4.　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～8.　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項は、計画期間の令和８年度までに完了もしくは着手できる見込みである